

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール

No.	698	配信日	2026/6/29	ジャンル	古物営業法
テーマ	【古物営業法・三大義務】「取引相手の本人確認義務」				

今回は【古物営業法・三大義務】の第1弾として、「取引相手の本人確認義務」について共有いたします。
古物営業法違反は、行政処分（営業停止や許可取り消し）だけでなく、場合によっては「拘禁刑」および「罰金」の両方が科される（併科）重い刑事罰の対象となります。
たった一人のスタッフの油断が、自店のみならず全国の店舗を巻き込み、ブランド全体の信用に関わる重大なリスクへと繋がります。以下の注意点を確認して、改めて徹底してください。

1.背景：なぜ本人確認が必要なのか

古物営業法の目的は、「盗品の売買防止」と「速やかな発見」です。万が一、買い取った商品が「盗品」であった場合、警察の捜査において犯人を特定する唯一のデータが「ご本人確認書類」です。

なお、法律上は1万円未満の取引において本人確認が免除されます（※盗品の持ち込みが多い書籍、CD・DVD、ゲーム類、バイク・原付は除く）。しかし、不正品の持ち込みを企てる者は、あえて足がつきにくい少額取引を狙って何度も来店するケースがあります。「1万円未満だから安全」と過信せず、慎重に買取を行ってください。

2.実務ポイント：間違いやすい点・注意すべきポイント

○有効期限切れ・写真のミスマッチのチェック

- ・「買取日時点で有効期限内か」を必ず目視してください。期限切れは法律上、無効です。
- ・マスクや帽子の着用、過去の写真であっても、現在のお顔の特徴と一致しているか必ず確認してください。

○マイナンバーカードの「裏面撮影」は法律違反

- ・個人番号カードの撮影はおもて面のみです。法律上、裏面の個人番号（マイナンバー）の撮影・記録は固く禁じられています。

○2020年2月4日以降に申請されたパスポート

- ・「所持人記入欄（住所記載欄）」がないパスポートは、本人確認書類の対象外となります。

○住民基本台帳カード（顔写真付きのみ）

- ・住所・氏名変更がある場合、裏面に「市区町村の証印」とともに新住所等が印字されているか確認してください。

○身体障害者手帳

- ・コピー（撮影）箇所は「顔写真付きページ」と「住所欄」です。市区町村等の証印を確認してください。
- ・コピー後、障がいの内容（病名や等級）が記載された箇所は、プライバシー保護のため必ずマジック等で塗りつぶしてから控えを残してください。

3.現場アクション：角を立てずに提示を促す「誘導トーク」

「お客様、恐れ入ります。法律（古物営業法）に基づき、すべてのお客様に最新のご本人確認書類をご提示いただいております。ご協力をお願いいたします。」

★ポイント：「法律に基づいて一律でお願いしている大切な手続き」であることを伝えることで、お客様に不快感を与えず、スムーズな対応が可能になります。